

令和 3 年 9 月 7 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月7日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 8 号 令和2年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第13 議 案 第 60号 知多南部衛生組合規約の変更について
- 日程第14 議 案 第 61号 知多南部広域環境組合規約の変更について
- 日程第15 議 案 第 62号 財産の購入について（スクールバス1台）
- 日程第16 議 案 第 63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 案 第 64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議 案 第 65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議 案 第 66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議 案 第 67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第22 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

日程第23 請願第4号 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（11名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	9番	藤	井	満	久
10番	吉	原	一	治	11番	榎	戸	陵	友
12番	石	黒	充	明					

欠席議員（1名）

8番 服部光男

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一									
総	務	部	長	滝	本	恭	史	総	務	課	長	内	田	純	慈						
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	神	谷	和	伸		
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	高	田	順	平
建	設	経	済	部	長	鈴	木	淳	二	建	設	課	長	山	本	剛					
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	水	道	課	長	坂	本	有	二				
厚	生	部	長	大	岩	幹	治	住	民	福	祉	課	長	宮	地	利	佳				
保	険	年	金	室	長	山	下	忠	仁	健	康	介	護	課	長	田	中	直	之		

健康子育て室長	相川和英	環境課長	富田和彦
教 育 長	高橋 篤	教 育 部 長	鈴木茂夫
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森 崇史
学 校 給 食 センター所長	山本剛資	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山本有里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主 査	小坂有一
--------	-------	-----	------

[開会 9時30分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、朝夕の爽やかな風で季節の変化を感じられる昨今であります。そして、本町のコロナ感染者数が久々にゼロと報告されました。このまま推移することを期待したいものです。

関連して、今朝の新聞、町議8人濃厚接触、感染者含め全員で役場内昼食、9月定例町議会が閉会への記事。過日の全協を分散会食したものの黙食とはならず、感染拡大と隣り合わせ、反省する一人であります。お昼と夕方の防災無線での放送を復唱する気持ちでの行動を皆様にも改めてお願いをいたします。

ここで、傍聴者の皆様にお願ひ申し上げます。

愛知県において新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されており、本町でも感染者が報告されております。第5波の感染状況等を鑑み、感染しない、感染させないためにも別室での傍聴とさせていただくことといたしております。御迷惑と御不便をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回南知多町議会定例会を開会いたします。

なお、服部光男議員より本日の定例会への欠席届が議長宛てに提出され、これを受理いたしておりますので、御承知おきください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和2年度南知多町決算審査報告書並びに令和2年度決算審査意見書及び水道事業会計決算審査意見書をお手元に配付しております。また、例月出納検査結

果報告の写しもお手元に配付しておりますので、御承知おきください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、小嶋完作議員、6番、内田保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、御報告させていただきますとともにお願いを申し上げます。

現在、愛知県下には緊急事態宣言が発令されております。愛知県の発表により、南知多町民で新型コロナウイルスの感染者は、本日9月7日現在、169名もの方が感染されております。まず何より感染された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

5月末から約2か月間感染者はございませんでしたが、第5波の到来により、本町においても7月末から感染が拡大し、8月、1か月間で64名の方が感染しており、大変厳しい状況となっております。特に、20代、30代の若い世代の感染者が増加しております。

町民の皆様におかれましては、いま一度、3密の回避、手指消毒の徹底、不要不急の外出自粛をお願いし、感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、集団接種、個別接種を実施し、一日も早く希望者の方に接種できるよう、町も全庁体制で取り組んでおります。感染防止、重症化予防のため、ワクチンを接種していただきますようお願い申し上げます。

次に、町制60周年記念式典について御報告いたします。

町制施行60年を迎え、6月1日に総合体育館において約110名の招待者の御臨席の下、記念式典を挙行いたしました。新型コロナウイルス緊急事態宣言発令下のため、招待者の制限や会場の感染防止対策を徹底し実施いたしました。また、御来場を御遠慮いただきました皆様にもライブ動画を配信し、式典の模様をお伝えできるよう、工夫を凝らした形で実施いたしました。式典の規模は縮小となりましたが、町民の皆様と共に60周年をお祝いできることができたと考えております。

次に、去る8月5日に役場大会議室において第1回南知多町総合計画評価委員会を開催しました。これは、今年度スタートしました第7次総合計画の第1期アクションプランを策定するに当たりまして、町民等で組織した評価委員会が総合計画に基づいて実施する施策を評価し、効果的な施策の実施並びに実施内容の見直しなどに反映させるために実施したものであります。

25の基本施策に基づきまして、町職員と評価委員さんによる11グループでグループワークを行い、多くの意見を頂戴いたしました。8月中に町長ヒアリングを終え、9月議会終了後の公表に向けて作業を進めているところでございます。

また、本年度6月以降に総合計画における官民共創の取組を進めるため、3件の協定等を締結いたしましたので、御報告申し上げます。

1件目でございます。

6月30日に南知多町のスマートタウン化を目的として、スマートフォンアプリケーションを通じて、住民がまちづくりに関するアイデアや提案を投稿できるデジタルプラットフォームと、ドライブレコーダーの映像から道路などの破損箇所を検出するインフラ管理モデルを構築する実証実験を行うために、インドネシアの会社Q l u e（クルー）

及び株式会社 I C M G と覚書を締結いたしました。

2 件目は、8 月 23 日に町職員のプロジェクトマネジメント能力向上を目的として、民間複業人材の能力を活用し、プロジェクトマネジャーを育成するための仕組みを構築する実証実験を行うために、株式会社 Another works と協定を締結いたしました。

3 件目は、8 月 25 日に特定空家等の除却の促進を目的として、物件所有者に対しまして空き家の解体費用シミュレーターを使用した解体費用の参考価格を提示することを始め、フライヤーの配布やホームページによる情報発信を実証実験として行うため、株式会社 クラッソーネ と連携協定を締結しました。

今後も 3 件の取組以外にも、民間の能力を活用し、課題解決につなげる官民共創の取組を推進してまいります。

次に、小・中学校の学校規模適正化・適正配置につきまして御報告いたします。

児童・生徒数の減少が続く中において、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するため、令和元年度よりアンケート調査を実施し、各種意見交換会を開催するなど、保護者の皆様や地域住民の皆様と共に協議・検討を進めてまいりました。

小学校につきましては、大井小学校と師崎小学校の統合を決定し、来年度、新たな統合校が開校します。現在、小学校再編委員会において、両校の教育関係者の皆様と共に開校に向けた諸課題の検討・対応に取り組んでおります。今議会におきましては、統合校の新たな校名を定める条例の改正案を上程させていただいているところでございます。

中学校につきましては、中学校再編に向けてのアンケート調査を去る 7 月に実施いたしました。その結果、町原案による中学校統合案に賛成またはどちらかという賛成の回答が、半島側で 69.7%、離島では、篠島で 29%、日間賀島では 54.9% となりました。

この結果を踏まえ、今後、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を推進するため、保護者意見交換会などで御意見をお聞きし、より具体的な取組内容を定める中学校の再編実施計画の策定を進めてまいります。

次に、新学校給食センターについて御報告申し上げます。

去る 8 月 27 日に竣工式を終え、9 月 2 日から町内小・中学校の児童・生徒の皆さんに給食の提供を始めています。建設に係る総事業費は 10 億 2,400 万円、調理能力は 1 日に最大 1,500 食で、最新の衛生管理基準に対応しています。

また、町民の皆さんに親しまれる施設とするため、町内小・中学校の児童・生徒の皆さんに愛称を募集し、247 名の児童・生徒の方から応募作品を頂きました。その中から愛

称を「ミナミール」と決定させていただきました。

新学校給食センターは、食育の推進を図る施設として、学校給食の調理過程などの見学・学習ができ、町民の皆様にも利用していただける研修室もあります。

災害時の備えとしては、非常用発電機や備蓄倉庫等を整備しています。また、生ごみ処理機を設置してごみの減量化を図り、屋上には太陽光発電設備を設置し、環境面への取組を強化しています。

今後は、子どもたちが健やかに成長できるよう、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食の安定的な提供を努めるとともに、新学校給食センターが南知多町の食育を推進する一助となり、愛称ミナミールと共に町民の皆様に親しまれる施設となるよう努めてまいります。

最後に、職員の懲戒処分につきまして御報告申し上げます。

去る8月19日付で建設経済部の事務職員を、年齢確認を十分に行わず現金の供与を約束し、児童に対し淫らな行為をしたことは愛知県青少年保護育成条例に違反するものとし、停職6か月の懲戒処分としました。

町民の皆様への信頼を損ねることとなり、深く深くおわび申し上げます。今後は、職員の論理意識の向上を図り、再発防止に努めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明いたします。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ17議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第8号の令和2年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第8号は、令和2年度南知多町の各会計の決算認定でございます。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は166億7,140万6,260円、歳出は161億9,711万1,164円、歳入歳出差引額は4億7,429万5,096円であります。

また、水道事業会計の収益的支出額は、税込みで6億9,738万4,643円、資本的支出額は、税込みで2億9,991万2,329円であります。内容につきましては、住民福祉の維持向

上を目指し、各種施策を実施したものでございます。

議案第60号の知多南部衛生組合規約の変更について及び議案第61号の知多南部広域環境組合規約の変更につきましては、令和4年4月から知多南部広域環境センターが供用開始されること及び令和4年1月から試運転が開始されることに伴いまして、両組合の規約を変更することにつき協議するため、地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第62号のスクールバス1台の購入につきましては、去る8月25日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第63号の南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、（仮称）南知多町立大井・師崎統合小学校を令和4年4月に開校するに当たり、学校名を正式名称に定めるため、令和4年4月1日に施行する改正条例の一部を改正するものであります。

議案第64号は、令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,733万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきましては、総務費346万7,000円、民生費81万5,000円及び農林水産業費285万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、分担金及び負担金6万2,000円、国庫支出金1,300万円、県支出金131万2,000円及び諸収入92万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金815万5,000円を減額するものであります。

議案第65号は、令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億667万2,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきましては、諸支出金567万2,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金567万2,000円を追加するものであります。

議案第66号は、令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万9,000円を追加し、補正

後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,303万9,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金62万3,000円及び諸支出金141万8,000円をそれぞれ追加し、予備費2,000円を減額するものであります。また、歳入におきましては、繰越金203万9,000円を追加するものであります。

議案第67号は、令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,353万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,853万5,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては、基金積立金4,905万7,000円及び諸支出金4,447万8,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰入金69万円及び繰越金9,284万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第68号は、令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億199万1,000円とするものであります。

この補正をお願いします内容としまして、歳出におきましては基金積立金859万1,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金859万1,000円を追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第8号 令和2年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第8号 令和2年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

〔PDF 4 ページ〕

それでは、報告第 8 号 令和 2 年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

下段の表を御覧ください。

まず健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4 つの指標のうち 1 つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられます。

健全化判断比率の 4 つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比率がパーセントで表示されます。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示しております。

次に、実質公債費比率は 5.2%、将来負担比率は 30.0% になりました。4 つの指標とも早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられています。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。

漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第 5 認定議案第 1 号 令和 2 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF 4 ページ〕

認定議案第1号 令和2年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

日本一住みやすい町を目指すため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持・向上を目指した事業に積極的に取り組みました。

また、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新しい生活様式に対応した取組につきましても、町民の皆様や町内事業者の御協力を得ながら円滑に実施することができました。

その結果、令和2年度の歳入決算額は109億7,982万8,000円で、前年度に比較いたしまして32億4,503万6,000円、42.0%の増額に、また歳出決算額は106億5,330万4,000円で、前年度に比較いたしまして32億8,763万1,000円、44.6%の増額となり、実質収支額は2億6,927万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないよう御留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、通告書に従い、質疑させていただきます。

まず、決算書の22ページから23ページ、税務課関係でございます。

1 番目、町民税の個人で現年課税分での収入未済額約430万円は何人分なのか。今後の回収への具体的な取組方針とその見通しはどうなっているのか。

また、滞納繰越分のうち約309万円を不納欠損にした理由は何か。滞納繰越分の収入未済額も1,841万円ほどありますが、何人の滞納額で、それぞれの滞納理由の具体的な内容は何か。

2 番目、101ページ、知多地方税滞納整理機構への負担金は、令和元年の25万円から倍の50万円への負担金額に増やされております。移管された66件、約2,900万円の回収実績はどうなっているのか。すぐに滞納整理機構に頼らず、南知多町税務課独自の滞納者に寄り添った相談と回収への努力はしてきているのかどうか。

3 番目、決算書の73ページ総務課関係。

産業医の過労死助言の判断基準、80時間以上でございますが、労働時間、労働安全衛生法に基づく役場職員のタイムカード及びICカード等で客観的な労働時間把握の状況はどうだったのか。また、産業医が入った労働安全衛生委員会の実施はどうなっているのか。特に、面接指導の対象者は何人で、現在の休職者は何人で、また離職者・職場復帰者は何人いるか。

4 番目、戻りまして税務課関係でございます。

軽自動車税で種別割の現年課税分の60万円の収入未済額があります。これは徴収の見込みはあるのでしょうか。また、不納欠損とした37万円がありますが、これはどんな理由によるのでしょうか。

5 番目、決算書77ページ、総務課関係でございます。

文書広報費の予算は739万円でありましたが、決算は562万円でありました。不用額が177万円あります。内海・山海地区の自治会加入率は73.4%でございます。自治会加入率が下がっている中、広報「みなみちた」は、約7割の世帯にしか配付されておりません。南知多町全体でも各自治区に加入していない方が多く見えると思われまます。

開かれた町政を推進し、一人一人の町民に知らせる立場から、他市町でも実施しているように、自治会には入っていないが希望する世帯へは、不用額177万円等を利用して広報「みなみちた」を郵送等でできるだけ全世帯へ届ける工夫を考えるべきではなかったかでしょうか。

6 番目、173ページ、建設課関係です。

道路環境美化事業委託で、令和元年度は12か所の道路草刈りで170万円でありました。

それが令和2年度では110万円で7か所しかできていなかったということが事業報告書で出されております。最近は、地域のボランティアの草刈りもできなくなってきております。この令和2年度において町民の声に果たして応えられたのか。

以上6点、よろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、内田議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分につきまして御答弁をさせていただきます。

最初、通告書番号1番につきましては、現年課税分の収入未済額は132人分であります。

今後の収入未済額の回収につきましては、自主納付していただくことが基本と考えておりますので、滞納者には、納期ごとに督促状を発送しております。このほか、年2回催告書を発送し、納付をお願いしております。

しかしながら、それでも納付されない場合は、預貯金の差押えなどの滞納処分を行い、収入未済額の解消に努めていくものと考えております。

不納欠損処分とした理由としましては、40人分ではありますが、生活保護が4人、死亡が10人、換価する財産なし1人、行方不明15人、生活困窮10人であります。

滞納繰越分の収入未済額につきましては211人分であります。滞納の理由につきましては、滞納者には個々の事情があると思いますが、具体的なものは把握しておりません。

続きまして、4番の収入未済額については、滞納者には督促状を既に発送しております。このほか、年2回催告書を発送し、納付をお願いしております。

それでも納付されない場合につきましては、町民税と同様に預貯金の差押えなどの滞納処分を行い、収入未済額の解消に努めていくものと考えております。

不納欠損処分とした理由といたしましては、26人分ではありますが、生活保護が1人、死亡が4人、換価する財産なしが1人、行方不明5人、生活困窮15人であります。

次に、2番につきましては、移管後に新規発生した税額499万8,000円と合わせまして、合計額3,445万9,000円に対しまして2,460万4,000円を回収し、徴収率は71.4%となっております。

町税務課につきましては、滞納整理機構の経験者が滞納整理機構で習得した徴収技術を生かしまして徴収業務を行っておりますので、基本的には、滞納整理機構と同じ対応をしているものと考えております。

町税の徴収業務におきましては、地方税法等の法令の規定に基づき、適切に対応し、収入未済額の解消に努めております。

税務課所管分につきましては、以上のとおりであります。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、グループウェアのタイムカードによる労働時間及び時間外勤務命令簿の時間により、毎月の長時間労働の把握を行っております。また、衛生委員会については、原則毎月開催しております。

令和2年度の産業医による面接指導は、長時間労働職員やメンタル不全者等の15人に対して延べ20回実施しております。令和2年度の産業医面談実施者のうち、休職中の職員は2人で、職場復帰者は1人、離職者はいません。

なお、現在の休職者は、令和3年度中に新たに休職した2人を含む合計4人です。

次に5番については、現在、広報紙の配付につきましては、区会の御協力をいただきまして区加入者の世帯へ各戸配付を行っております。

区未加入者の方への対応としましては、公共施設、農協、漁協、金融機関、コンビニ、駅等などに広報紙を設置しており、自由に手に取ることができる環境となっております。

また、インターネット上においても、ホームページへの掲載やスマホアプリによる配信などを行い、区未加入者に限らず、誰でも、いつでも、どこでも広報を閲覧することが可能になっております。

全戸配付については、事業者への配付委託や郵送などによる配付を以前より検討してまいりましたが、費用対効果及びデジタル化の推進などを考慮した結果、本町では現行の配付方法を継続する方針であります。

以上で、総務課所管分の答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

最後に、通告書番号6番の建設課所管分につきまして答弁させていただきます。

令和2年度の道路環境美化業務委託につきましては、広域農道をはじめとする幹線道路沿いの草刈りとして、当初計画した6か所に年度中に追加要望のあった1か所を加えました7か所について実施いたしました。

その他、年度中の町民の皆様などからの追加要望につきましては、町職員による草刈りなどにより対応し、適正かつ効率的な予算の執行ができたものと考えております。

しかしながら、近年、住宅地周辺の空き地などから伸びる草木への苦情も多く、その対応に苦慮しているところでございます。

今後も限られた予算の中ではございますが、実施箇所の優先順位づけを行い、より効率的な事業の実施を図るとともに、引き続き地域の一斉清掃など、ボランティアによる協力を得ながら道路環境美化の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

議案質疑確認書の再質問をお願いします。

6番の83ページのところですけれども、普通財産の意味、そして4か所の伐採をとありますけど、これの位置、状況を教えていただきたいと思います。

次に8番、101ページですけれども、愛知県が滞納整理機構から抜けたことにより、愛知県に新しく土地・建物使用料及びその光熱水費を支払う必要が出てきたとあります。これは幾らぐらいかかるのかということを知りたいと思います。

次に12番、185ページですけれども、消火栓2か所の修繕費が高額となったとしております。この状況を教えていただきたいと思います。

次に15番、189ページですけれども、消防署の指導により令和2年より実施されるとなっておりますが、これは今後、毎年継続されていくのかということです。

以上、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

内容確認のため、1回だけ許可します。

答弁をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

榎戸議員の決算議案に関する質疑確認書の6番目、伐採手数料83万6,000円のところで、これは日間賀島地内における普通財産、こちらは4か所ですが、全て日間賀島地内の普通財産において樹木が非常に大きくなって生い茂っておりまして、道路ですとか近隣の畑ですとかそういったところに影響をしているところで、どうしても伐採が必要になりまして、この伐採を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

確認書の8番、滞納整理機構が愛知県から抜けたことにより、光熱水費を令和2年度決算になりますが、10万9,908円、あと土地・建物使用料が54万5,292円ということで、合わせまして65万5,200円支払いました。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

確認書12番、消火栓の修繕費の関係でございますが、1つは内海の南側にあった設置場所変更で東側へ20メートル移設しました。金額としては76万2,000円ほどかかっております。もう一つは片名の郷中で、消火栓移設工事をしているんですけども、設置場所の変更希望で、道の対側へ移動しました。金額として54万6,000円かかっております。このようにそれぞれの工事費が増額の原因となっております。

それから、確認書の15番の防火設備の関係でございますが、毎年実施されます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私の議案質疑確認書の1番ですが、ハラスメントの問題でございます。先ほどの懲戒処分とも関わっております。

ここでは、パワーハラスメントの防止要綱は策定していると。セクシュアルハラスメントについてはいかがでしょうか。

○総務課長（内田純慈君）

「南知多町職員のハラスメント防止等に関する要綱」は、職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、介護に関するハラスメント、妊娠、出産及び育児に関するハラスメントの防止等について必要な事項を定めております。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件について、会議規則第38条の規定により各委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF121ページ〕

認定議案第2号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和2年度末の国民健康保険の加入者は5,939人で、その加入割合は、町の人口の35%であります。令和2年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は33万2,126円で、前年度に比較いたしまして2万997円、5.9%減少いたしました。

また、1件当たりの費用額は2万6,183円で、前年度に比較いたしまして818円、3.0%減少いたしました。

令和2年度の歳入決算額は27億8,342万5,000円で、前年度に比較いたしまして1億8,451万3,000円、6.2%の減額となりました。また、歳出決算額は27億5,411万4,000円で、前年度に比較いたしまして1億9,264万4,000円、6.5%の減額となり、歳入歳出差引額は2,931万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

[PDF141ページ]

認定議案第3号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届出の窓口受付を担当いたしております。

本町の令和2年度末の被保険者数は3,603人で、町の人口に占める割合は21.2%であります。

歳入の主なものは、保険料2億188万8,000円、歳出の主なものは、広域連合納付金2億7,414万4,000円であります。

令和2年度の歳入決算額は2億8,190万2,000円、歳出決算額は2億7,986万1,000円となりました。歳入歳出差引額は204万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF 151ページ〕

認定議案第4号 令和2年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

令和2年度末の第1号被保険者数は6,567人で、要介護・要支援認定者数は1,033人です。

また、令和3年3月利用分の居宅サービス受給者数は562人、地域密着型サービス受給者数は171人、施設介護サービス受給者数は203人となっており、その年間保険給付費は18億237万7,000円となりました。

その結果、令和2年度の歳入決算額は20億8,220万7,000円で、前年度に比較いたしまして7,319万3,000円、3.6%の増額となりました。

また、歳出決算額は19億8,936万2,000円で、前年度に比較いたしまして4,419万3,000円、2.3%の増額となりました。歳入歳出差引額は9,284万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

[PDF173ページ]

認定議案第5号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和2年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、令和2年度の歳入決算額は9,910万7,000円で、前年度に比較し、680万1,000円、7.4%の増額となりました。

また、歳出決算額は9,051万5,000円で、前年度に比較いたしまして642万8,000円、7.6%の増額となりました。歳入歳出差引額は859万2,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、書面での回答とします。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、通告書に従い、2点質問させていただきます。

1つ目355ページ、水道課関係ですが、使用料金の収入未済額が令和元年度は156万1,587円だったのが、令和2年度は106万7,538円となって減っております。収納率は、島民の協力もあり、95.24%から96.59%に上がっております。不納欠損額もありません。その要因は何であったのか。

2つ目、漁業集落排水事業の基金の積立額です。令和2年度は452万円積み立てました。しかし、平成28年度は1,685万円ありました。令和2年度の決算末では、現在基金は471万円となっております。その要因は何であったのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計決算に関する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1、漁業集落排水使用料については、水道料金と併せて徴収しております。収入未済額の減少に努めるため、上水道の給水停止等の通知も含め、個別に納付の依頼を継続的に行った結果、収納率が向上したと考えております。

次に、通告書番号2、漁業集落排水事業の維持管理費については、使用料で賄うこととなっております。しかし、使用料収入の減少や維持修繕費の増加により、維持管理費を使用料で賄うことが困難となっております。したがって、不足する財源を確保するため、基金を取り崩し予算措置していますので、基金が減少しております。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に

付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 10時32分 〕

〔 再開 10時45分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第10 認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF185ページ〕

認定議案第6号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
つきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和2年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、令和2年度の歳入決算額は1億623万円で、前年度に比較し、1,237万
6,000円、10.4%の減額となりました。

また、歳出決算額は9,125万1,000円で、前年度に比較し、1,244万5,000円、12.0%の
減額となりました。歳入歳出差引額は1,497万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基
づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないよう留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

379ページから381ページにあります基金のことについてです。

基金の積立てが令和2年度は2,788万3,000円積み上げ、令和2年度末現在で4億5,033万5,000円になっております。今後、この基金の利用計画としてどのようなことを具体的に考えているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして答弁をさせていただきます。

基金につきましては、今後実施が想定される施設の大規模改修などの費用として積み立てておりますが、現在進めている師崎港観光センター周辺整備の資金運用も検討しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF194ページ〕

認定議案第7号 令和2年度南知多町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する経費を経理する会計であります。

しかし、近年、本会計の設立目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れてきたことから、令和2年度末をもって当該特別会計及び南知多町土地開発基金を廃止いたしました。

その結果、歳入決算額は3億3,870万3,000円となり、歳出決算額も同額の3億3,870万3,000円となりました。また、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

〔PDF217ページ〕

認定議案第8号 令和2年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設、設備の維持管理などに取り組み、管路の耐震化も図りました。

令和2年度末の給水戸数は8,214戸、給水人口は1万7,210人であります。また、年間総給水量は、前年度比5.2%減の300万2,000立方メートルとなっています。なお、年間総有収水量は265万3,000立方メートルで、年間総給水量に対する有収率は前年度より2.66ポイント上がり、88.38%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億9,500万4,000円に對しまして、支出6億6,421万8,000円となり、差引き3,078万6,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入1億6,213万9,000円に對しまして、支出は2億9,991万2,000円となり、その不足額1億3,777万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和2年度末残高は4億3,269万3,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

再質問の答弁については、書面での回答とします。また、議案質疑確認書を自席に配付しておりますので、同様の質疑をされないよう留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、質疑通告書に従って質問させていただきます。

決算書の456ページ、水道課、有収率の関係です。

令和元年度は今おっしゃられたように85.72%、それから令和2年度は88.38%で、2.66%上がっております。その要因は何と考えておりますでしょうか。また一方、離島部が7.82%も上がっておるんですね、これはなぜでしょうか。また、今後の有収率向上にはさらに何が必要であると考えておりますでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの南知多町水道事業会計決算に関する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

有収率が全体で2.66%、離島部で7.82%上がった理由については、令和元年度に実施した佐久島海底送水管の修繕や漏水調査により漏水箇所を発見し、修繕した結果であると考えております。

今後有収率向上に向け、夜間最低流量を毎日確認して、流量が増加した配水区エリアを対象に漏水調査を実施することが必要であると考えます。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第8号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第60号 知多南部衛生組合格約の変更について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第60号 知多南部衛生組合格約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

[PDF 8 ページ]

それでは、議案第60号 知多南部衛生組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

1の提案の理由ですが、令和4年4月1日より知多南部広域環境組合が設置するごみ処理施設である知多南部広域環境センターが供用開始されること及び令和4年1月4日より知多南部広域環境センターの試運転が開始されることに伴い、知多南部衛生組合格約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容ですが、知多南部衛生組合が共同処理する事務と知多南部広域環境組合が共同処理する事務を明確にするため、知多南部広域環境組合が設置するごみ処理施設である広域環境センターの試運転期間（令和4年1月4日から同年3月31日まで）に広域環境センターにおいて処理する一般廃棄物は知多南部衛生組合が処理する一般廃棄物から除外するもので、附則第4項関係であります。

3の施行期日は令和4年1月4日からであります。

次のページには、新旧対照表をつけておりますので併せて御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号 知多南部広域環境組合規約の変更について

○議長(石垣菊蔵君)

日程第14、議案第61号 知多南部広域環境組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(大岩幹治君)

[PDF12ページ]

それでは、議案第61号 知多南部広域環境組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

1の提案の理由ですが、令和4年4月1日より知多南部広域環境組合が設置するごみ処理施設である知多南部広域環境センターが供用開始されること及び令和4年1月4日より知多南部広域環境センターの試運転が開始されることに伴い、知多南部広域環境組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議

会の議決が必要であるからであります。

2の提案の主な内容ですが、(1)は知多南部広域環境組合の事務所の位置を知多郡武豊町字長尾山2番地から知多郡武豊町字一号地11番地37に変更するもので、第4条関係であります。

(2)は、施設の管理及び組合の運営に係る経費の組合構成市町の分担について、100分の10を均等割、100分の40を人口割、100分の50をごみの搬入量により案分する搬入量割から、100分の100を前年度の9月末日現在における前1年間の家庭系ごみの搬入量により案分する搬入量割に変更するもので、第13条関係であります。

(3)は、附則に令和4年1月4日から令和4年3月31日までの試運転期間に係る特例を加えるもので、附則第4項関係であります。

3の施行期日は、令和4年4月1日ではありますが、附則に1項を加える改正規定は、同年1月4日とするものであります。

次のページになりますが、新旧対照表をつけておりますので併せて御覧ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 財産の購入について（スクールバス1台）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第15、議案第62号 財産の購入について（スクールバス1台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

〔PDF15ページ〕

それでは、議案第62号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、スクールバス1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要は、スクールバス1台を南知多町役場学校教育課に令和4年3月18日までに納入するものでございます。

契約金額は714万1,118円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は64万9,192円でございます。

契約の相手方は、知多郡南知多町大字内海字内塩田15番地の1、株式会社森自動車整備工場でございます。

入札につきましては、去る8月25日に指名競争入札にて実施したものであります。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

[PDF 19ページ]

それでは、議案第63号 南知多町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、(仮称)南知多町立大井・師崎統合小学校を令和4年4月に開校するに当たり、学校名を正式名称に定めるため、令和4年4月1日に施行する改正条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容は、(仮称)南知多町立大井・師崎統合小学校の名称を南知多町立みさき小学校に改正するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけてございますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第17、議案第64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

〔PDF 22ページ〕

それでは、議案第64号 令和3年度南知多町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,733万4,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から説明いたします。

〔PDF 28ページ〕

12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は203万円の増額補正であります。これは、育休、病休職員の増加により、育休、病休等代替の会計年度任用職員報酬、費用弁償が不足するため、今後の雇用見込みを考慮し、2名分の会計年度任用職員を雇用するための経費を計上するものでございます。

その下、3項1目戸籍住民基本台帳費は143万7,000円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人の出入国が当初の見込みより減少したことに伴い、中長期在留者住居地届出等事務委託費を返還するものでございます。

その下、3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険費は69万円の増額補正であります。これは、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う介護保険特別会計への繰出金であります。

7目障害者福祉費は12万5,000円の増額補正であります。これは、地域活動支援センター事業を実施している特定非営利活動法人かもめ福祉会が令和3年4月から移転したことに伴い、移転先である旧河和南部公民館のセキュリティーに係る警備業務委託料を負担するため、地域活動支援センター事業費補助金を増額するものであります。

下段、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費は141万5,000円の増額補正であります。これは、町内の漁業協同組合が行う施設等整備に対する補助金の増額補正で、漁業協同組合が所有する施設等の故障により、豊浜漁業協同組合のフォークリフトの購入、師崎漁業協同組合の魚類移送機の取替えを行う必要が生じたため増額するものであります。

次のページを御覧ください。

4目漁港建設費は144万4,000円の増額補正であります。これは、日間賀漁港の漁港施設機能強化工事を実施するに当たり詳細設計を行ったところ、アンカー資材の高騰により予算額に不足が生じたため増額するものであります。

その下、7款1項商工費、4目観光振興費は1,300万円の財源更正であります。これは、現在実施しています師崎港観光センター周辺整備調査業務に対しまして、国庫補助金の交付決定がありましたので、財源更正するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

[PDF 26ページ]

8 ページ、9 ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は6万2,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました地域活動支援センターのセキュリティーに係る警備業務委託料に対する美浜町からの負担金であります。

その下、14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目商工費国庫補助金は1,300万円の増額補正であります。これは、歳出で財源更正の御説明をいたしました師崎港観光センター周辺整備調査業務に対する補助金であります。

その下、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は131万2,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました各漁業協同組合が施設等を整備することに対する補助金でございます。

その下、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は3,231万6,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

下段、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金567万2,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金141万8,000円及び、次のページでございます。3目介護保険特別会計繰入金1,707万1,000円は、それぞれの特別会計の令和2年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

その下、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は92万2,000円の増額補正であります。これは、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う国・県の追加交付金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

[PDF 31ページ]

次に、補正予算給与費明細書の説明を申し上げます。

18ページを御覧ください。

上段の表、イ、会計年度任用職員の比較の欄を御覧ください。

職員数の括弧書きの2名分の会計年度任用職員の雇用を見込み、報酬162万7,000円及び職員手当10万3,000円の増額であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、内田議員。

○6番(内田 保君)

13ページの総務の人事関係費です。

会計年度任用職員報酬ということで2人、育休及び病休のために雇用したと。これ162万円になっておりますが、単純に割ると80万円です。この2人の方の労働条件、7時間45分で例えば週3日なのか4日なのか、そこら辺のところを教えてください。

○議長(石垣菊蔵君)

総務課長。

○総務課長(内田純慈君)

この2人の方の労働条件につきましては、7時間勤務で週5日間で半年分を見込んでおります。以上です。

○議長(石垣菊蔵君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第18、議案第65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

〔PDF 32ページ〕

それでは、議案第65号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億667万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

〔PDF 35ページ〕

6ページ、7ページを御覧ください。

中段の3. 歳出。

8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は567万2,000円の増額補正であります。これは令和2年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入。

5款1項繰越金、1目その他繰越金は567万2,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金で歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第19、議案第66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長(大岩幹治君)

[PDF 36ページ]

それでは、議案第66号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,303万9,000円とするものであります。

[PDF 39ページ]

補正をお願いします内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページを御覧ください。

中段の3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は62万3,000円の増額補正であります。これは、令和2年度に賦課した保険料について、令和3年4月1日から5月31日までに収納した後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は141万8,000円の増額補正であります。これは、令和2年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、その下の4款1項1目予備費は2,000円の減額補正であります。これは、歳出

予算の調整のため減額するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金は203万9,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金で、先ほど歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、議案第67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

〔PDF40ページ〕

それでは、議案第67号 令和3年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,353万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,853万5,000円とするものがあります。

[PDF 43ページ]

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ中段を御覧ください。

3. 歳出。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては4,905万7,000円の増額補正であります。これは、令和2年度介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては2,740万6,000円の増額補正であります。これは、令和2年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては1,707万2,000円の増額補正であります。これは、令和2年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じページ上段を御覧ください。

2. 歳入。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目介護保険料軽減分繰入金につきましては69万円の増額補正であります。これは、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7款1項1目繰越金は、令和2年度介護保険特別会計の決算剰余金9,284万5,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第21、議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

〔PDF44ページ〕

それでは、議案第68号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億199万1,000円とするものであります。

〔PDF47ページ〕

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず、歳出より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

中段の3. 歳出。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金は859万1,000円

の増額補正であります。令和2年度決算により繰越金を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

同じページの上段、2. 歳入を御覧ください。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は859万1,000円の増額補正であります。令和2年度決算による繰越金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第22、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第3号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23 請願第4号 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第23、請願第4号 愛知県に「安全・安心の医療・介護・保険体制の実現で、県民のいのちと健康を守るための意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第4号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時35分 〕